

1-2 防災・減災対策の強化

風水害・土砂災害対策

新ビジョン体系	1-2 (2)	担当部局	危機管理部 危機政策課、危機情報課、危機対策課 交通基盤部 河川企画課、土木防災課、砂防課
---------	---------	------	--

これから、政策1-2、防災・減災対策の強化のうち、施策(2)風水害・土砂災害対策について説明します。

お手元に施策調書を御用意して視聴をお願いします。

❖ 目 標

- 地震や風水害などの発生に備え、ハード・ソフト両面から災害に強い基盤と体制の充実を図り、被害を最小限に抑制します。

❖ 施策に関する指標

成果指標	基準値	現状値	目標値	区分
風水害による死者数	(2016年度) 0人	(2019年度) 0人	毎年度 0人	目標値 以上
土砂災害による死者数	(2016年度) 0人	(2019年度) 0人	毎年度 0人	目標値 以上

風水害・土砂災害対策

活動指標	基準値	現状値	目標値	区分
最大クラスの洪水・高潮による浸水想定区域図作成数	(2016年度) 0河川・0沿岸	(2019年度) 46河川・0沿岸	519河川・2沿岸	●
土砂災害警戒区域指定箇所数	(2016年度まで) 累計14,330箇所	(2019年度まで) 累計18,215箇所	(2019年度まで) 累計18,581箇所	○
風水害・土砂災害訓練実施市町数	(2016年度) 風水害 19市町 土砂災害 34市町	(2019年度) 風水害 28市町 土砂災害 35市町	毎年度 全市町	●

まず1ページを御覧ください。

本施策は、「地震や風水害などの発生に備え、ハード・ソフト両面から災害に強い基盤と体制の充実を図り、被害を最小限に抑制すること」を目標に掲げています。

この目標を達成するため、活動指標を設定し、施策の進捗度の管理として活動指標を設定しています。

❖ 施策推進の視点・主な取組

風水害・土砂災害対策

👉 **視点** 風水害・土砂災害からの逃げ遅れによる犠牲者の抑制

風水害・土砂災害からの避難体制の整備

県民が風水害や土砂災害を自分事として正しく理解し、逃げ遅れることなく安全に避難できるよう、災害リスクの周知や適切な避難情報の提供、避難訓練、避難所の環境整備などに関係機関と連携して取り組めます。

本施策では、風水害・土砂災害からの逃げ遅れによる犠牲者の抑制という視点から、風水害・土砂災害からの避難体制の整備に取り組んでいます。

1 現状・課題と県の施策

【現状・課題 1】

- 時間雨量 50 mm を超える短時間強雨や総雨量が数百 mm から千 mm を超えるような大雨が発生し、全国で毎年のように甚大な被害が発生しており、地球温暖化等の気候変動の影響による水害の更なる頻発・激甚化が懸念されます。
- 多くの被害はあらかじめ災害リスクが高いと公表されていた地域で発生しており、自分の住む地域における災害リスクを事前に理解しておくことが重要です。

視点 風水害・土砂災害からの逃げ遅れによる犠牲者の抑制

- 県民が風水害・土砂災害を自分事として正しく理解するため、洪水や土砂災害のリスク情報を周知します。

主な取組➡ 風水害・土砂災害からの避難体制の整備

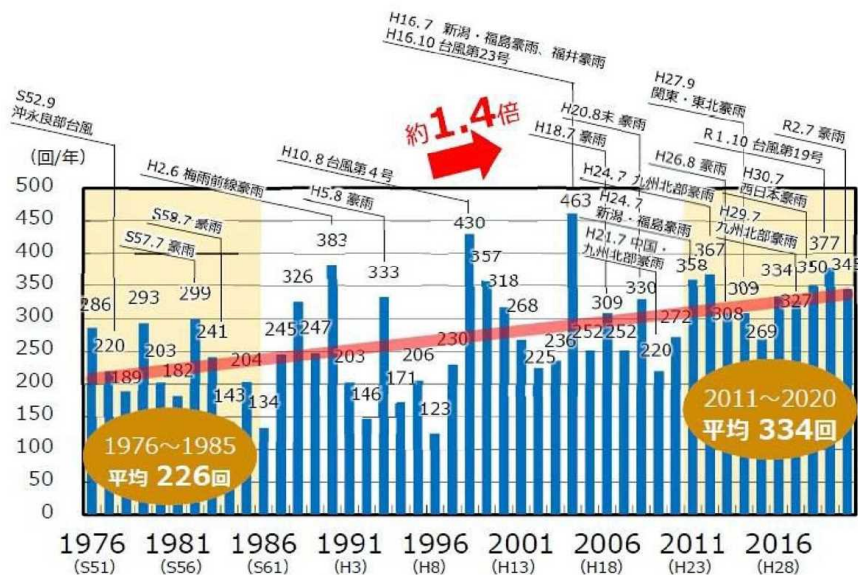
次に 2 ページを御覧ください。

本施策の現状と対応すべき課題のひとつめは、「大雨による甚大な被害の発生と気候変動等の影響による水害の激甚化・頻発化」、「被害は災害リスクの高い地域で発生するため、自分の住む地域の災害リスクを事前に把握すること」です。

県では、風水害、土砂災害からの逃げ遅れによる犠牲者の抑制という視点で、県民が風水害・土砂災害を自分事として正しく理解するため、洪水や土砂災害のリスク情報を周知しています。

1 大雨の頻発化・激甚化の状況

(1) 1時間降水量50mm以上の短時間強雨の年間発生回数(国土交通省水害レポート2020から引用)



まず1、「大雨の頻発化・激甚化の状況」について説明します。
 グラフを御覧ください

1時間降水量50mm以上の短時間強雨の年間発生回数は、
 1976年から1985年の平均226回に対し、2011年から2020年の平均334回と、
 1.4倍になっています。

(2) 総雨量 1,000mm を超える大雨の発生 (国土交通省水害レポート 2020 から引用)

	令和2年7月豪雨	令和元年東日本台風	平成30年7月豪雨
死者・行方不明者	86人	99人	237人
全半壊	6,129棟	32,036棟	18,010棟
床上・床下浸水	6,825棟	30,368棟	28,469棟
総雨量の状況	長野県や高知県の多い ところで2,000mm超	神奈川県で1,000mm 超、本県でも700mm	四国地方で1,800mm 東海地方で1,200mm

その下の表を御覧ください。

総雨量1,000mmを超える大雨が毎年のように発生し、甚大な被害が生じています。最近では、令和2年7月豪雨が記憶に新しいかと思えます。

2 洪水浸水想定区域図の作成・公表の必要性

- ・水防法に基づき、県は、洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川において、市町が行う避難指示につながる情報として、洪水により浸水が想定される範囲を指定し、その範囲を洪水浸水想定区域図として作成することが義務付けられています。
- ・近年、降雨による水災害が全国的に頻発化し、施設能力を上回る洪水の発生頻度の増加が懸念される中、平成27年の水防法の改正により、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が、従来の計画規模降雨から想定最大規模降雨（計画規模を上回るもの）に変更されました。
- ・これに伴い、これまでに公表済みであった46河川の洪水浸水想定区域図を、想定最大規模降雨を対象としたものに更新し公表しました。
- ・市町は、水防法により、水害リスク情報に加え避難についての情報を掲載したハザードマップ等を配布するなどして、住民等に周知を図ることとなっています。

「水防法(一部改正)」(H27.5)

激甚な浸水被害への対応を図るため、河川整備において基本となる降雨を前提とした洪水に係る浸水想定区域を、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充するとともに、その浸水想定区域を公表していく。

従来の浸水想定区域図(計画規模)

河川整備において基本となる降雨を前提とした洪水に係る浸水想定区域図

新たな浸水想定区域図(想定最大規模)

想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水に係る浸水想定区域図

次に3ページを御覧ください。

2、洪水浸水想定区域図の作成・公表の必要性について説明します。
水防法に基づき、県は、市町が行う避難指示につながる情報として、洪水により浸水が想定される範囲を指定し、洪水浸水想定区域図として作成することが義務付けられています。

水災害が頻発するなか、平成27年の水防法改正により、洪水浸水想定区域の指定基準が、想定最大規模の降雨を前提とするように変更されました。
これに伴い、県では、公表済みであった46河川の区域図を更新し、公表しています。

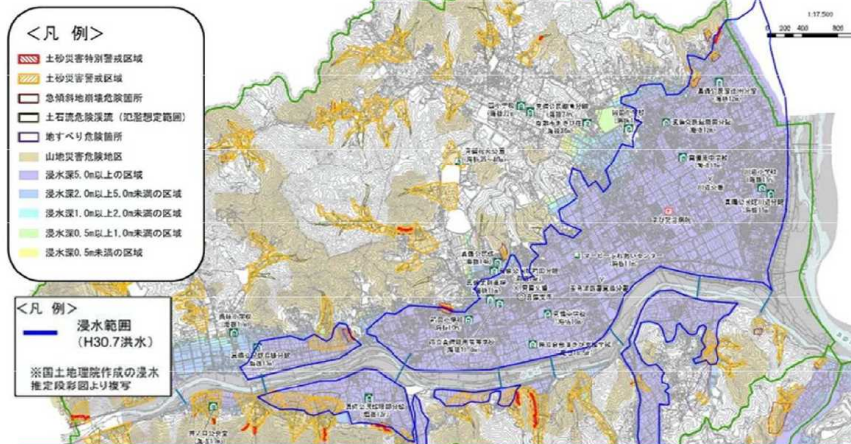
また、市町は、水害リスク情報や避難情報を掲載したハザードマップの配布等により、住民に周知を図ることとなっています。

3 災害リスク情報の有効性

(1) 水害（洪水浸水想定区域内外）

平成 30 年 7 月豪雨 倉敷市真備地区の浸水範囲とハザードマップの比較

- 小田川(倉敷市真備町)では、実際の浸水範囲とハザードマップの浸水想定区域とがほぼ一致
- 住民へのハザードマップの配布は、平成29年2月に各戸世帯に配布



洪水氾濫は、突然起こる地震災害と異なり、事前に災害リスク情報を正しく理解し、適切に避難することで被害を軽減できる災害

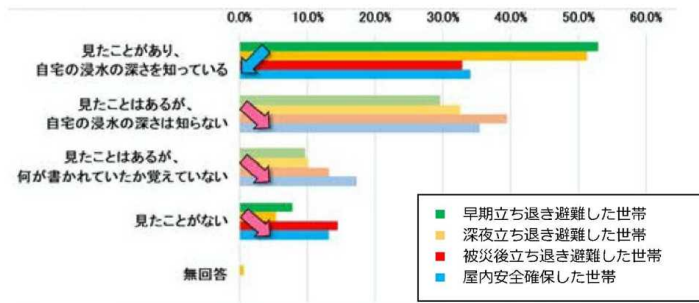
※国土交通省研修資料

次に、3、災害リスク情報の有効性について、説明します。
図を御覧ください。これは、平成30年7月豪雨における、倉敷市の浸水範囲とハザードマップの比較ですが、ほぼ一致しています。
洪水氾濫は、突然起こる地震とは異なり、事前に災害リスクを正しく理解して避難することで、被害を軽減できる災害ということが出来ます。

令和元年東日本台風 長野市北部住民の避難行動

○令和元年東日本台風の被災地区（長野市北部）住民の避難行動と情報提供に関して、（一財）河川情報センターがアンケート結果を用いて行った分析結果

- ・早期立ち退き避難した世帯及び深夜立ち退き避難した世帯のグループは、「ハザードマップを見たことがあり、自宅の浸水の深さを知っている」が5割以上だったのに対して、被災後立ち退き避難した世帯及び屋内安全確保した世帯のグループは3割程度に留まっている。
- ・ハザードマップを見たことがあり、自宅の浸水の深さを知っていることが、早期立ち退き避難に繋がっていると考えられる。



ハザードマップの認知度（避難グループ別）

「アンケート結果を用いた令和元年東日本台風の被災地区（長野市北部）住民の避難行動と情報提供の関連性に関する分析」（一財）河川情報センター 資料

調査期間：令和2年2月2日～2月28日

調査対象者：長野市北部（長沼地区等）の堤防決壊による全ての罹災世帯（1,826世帯）

➡ **事前に水害リスクを知っておくことは、被害の軽減に繋がります**

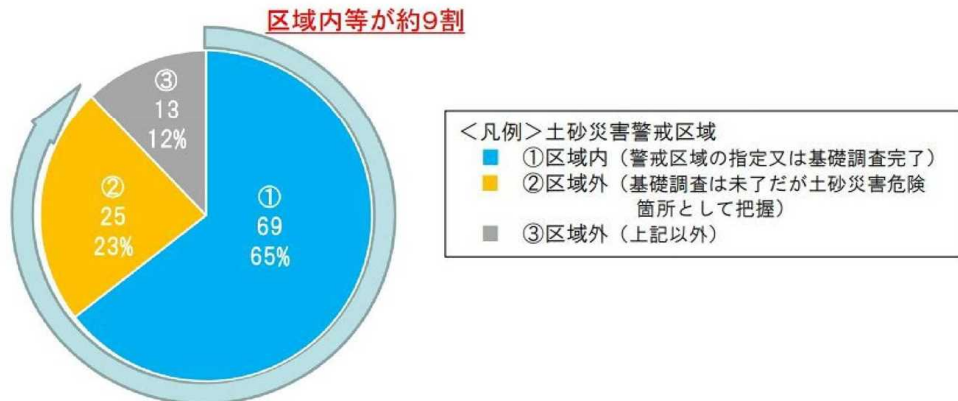
次に4ページを御覧ください。

令和元年東日本台風の被災地区住民の避難行動に関するアンケートの分析結果では、ハザードマップを見たことがあり、自宅の浸水の深さを知っていることが、早期立ち退き避難につながっていると示唆しており、事前に水害リスクを知っていることは、被害の軽減に重要であるということが分かります。

(2) 土砂災害（土砂災害警戒区域内外）

○人的被害が生じた土砂災害の発生箇所も、約9割は警戒区域内、もしくは危険箇所として把握された箇所が発生しています。

平成30年7月豪雨人的被害箇所における土砂災害警戒区域指定状況※



※国土交通省「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」資料

また、人的被害が生じた土砂災害の発生箇所についても、約9割が、警戒区域内もしくは危険箇所として把握された箇所が発生しています。

【現状・課題2】

- 住民の迅速・円滑な避難を実現させるためには、市町長が適切に避難指示等を発令できるよう、予め具体的な発令基準や伝達方法を定めておくことができるよう、県としての支援が求められています。
- 市町長が避難指示等を判断する目安となる洪水予報や水位情報、土砂災害警戒情報などの防災情報の充実、迅速な提供が重要です。



視点 風水害・土砂災害からの逃げ遅れによる犠牲者の抑制

- 市町が台風や豪雨時に避難指示等を適切に発令できるよう支援するとともに、市町や県民に対して避難の判断材料となる情報を発表します。

主な取組➡ 風水害・土砂災害からの避難体制の整備

次に5ページを御覧ください。

現状と対応すべき課題のふたつ目は、「避難指示等の発令基準や伝達方法の設定と県としての支援」、「避難指示等の判断の目安となる防災情報の充実と迅速な提供」です。

県では、風水害、土砂災害からの逃げ遅れによる犠牲者の抑制という視点で、市町が台風や豪雨時に避難指示等を適切に発令できるよう支援するとともに、市町や県民に対して避難の判断材料となる情報を発表しています。

1 市町における適切な避難指示等の発令のための判断基準、情報伝達方法等の整備

- 市町は適切に避難指示等を発令するため、気象台や河川管理者等が発表する防災気象情報等から、避難指示等の発令判断基準や情報伝達方法を予め定めておく必要があります。

警戒レベル相当情報	避難行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報			
	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報 (下段:土砂災害の危険度分布)
	水位情報がある場合 (下段:国管理河川の洪水の危険度分布)	水位情報がない場合 (下段:洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	
5相当	氾濫発生情報 危険度分布:黒 (氾濫している可能性)	大雨特別警報 (浸水害)		大雨特別警報 (土砂災害)
4相当	氾濫危険情報 危険度分布:紫 (氾濫危険水位超過相当)	危険度分布:うす紫 (非常に危険)	内水氾濫危険情報 (水位異変下水道において発表される警報)	土砂災害警戒情報 危険度分布:うす紫 (非常に危険)
3相当	氾濫警戒情報 危険度分布:赤 (避難判断水位超過相当)	洪水警報 危険度分布:赤 (警戒)		大雨警報(土砂災害) 危険度分布:赤 (警戒)
2相当	氾濫注意情報 危険度分布:黄 (氾濫注意水位超過)	危険度分布:黄 (注意)		危険度分布:黄 (注意)
1相当				

市町は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

2 市町の避難指示等の判断の目安となる水位情報の提供

まず、1、市町における適切な避難指示等の発令のための判断基準、情報伝達方法等の整備について説明します。

市町は、警戒レベル相当情報のほか、暴風や日没時刻、堤防の情報なども参考にして、総合的に避難指示等の発令を判断しています。

このため、市町は適切に避難指示を発令するため、発令の判断基準や情報の迅速な伝達方法を、予め定めておく必要があります。



2 市町の避難指示等の判断の目安となる水位情報の提供

- 県は、水防法に基づき、洪水により氾濫のおそれのある河川を「洪水予報河川」「水位周知河川」に指定し、当該河川において、設定した水位に到達した場合には、該各市町へ水位情報を提供する必要があります。「氾濫危険水位」は、警戒レベル4相当の情報であり、市町が発表する避難指示や住民の自主避難に役立つ情報であり、的確に情報を提供する必要があります。

洪水予報河川	水位周知河川
流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川	洪水予報河川以外で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川
水位の予測が可能	水位の予測が困難
流域の降雨等から今後の水位上昇を予測し、洪水の危険度に応じた予報を発表	予め設定した避難の参考となる水位(氾濫危険水位)に達したときにその旨を発表
河川管理者と気象庁が共同で発表	河川管理者が単独で発表

続いて、2、市町の避難指示等の判断の目安となる水位情報の提供について説明します。

県は、水防法に基づき「洪水予報河川」、「水位周知河川」に指定し、設定水位に到達した場合は水位情報を市町に提供する必要があります。とくに「氾濫危険水位」は、市町の避難指示や住民の自主避難に役立つ情報であるため、的確に提供する必要があります。

3 市町の避難指示等の目安となる土砂災害警戒情報の発表

- ・ 県は、土砂災害防止法に基づき、大雨により災害発生の危険性が高まったときに、静岡地方気象台と共同で「土砂災害警戒情報」を発表しています。
- ・ 警戒情報の発表基準は、土壌中の水分量が多いほど、土砂災害の発生の可能性が高いため、危険性を示す指標として「土壌雨量指数」と「60分間積算雨量」を用いています。
- ・ 土砂災害警戒情報は、警戒レベル4相当の情報であり、市町が発令する避難指示や住民の自主避難に役立つ情報であり、的確に情報を提供する必要があります。

次に6ページを御覧ください。

3、市町の避難指示等の目安となる土砂災害警戒情報の発表について説明します。

県は土砂災害防止法に基づき、大雨により災害発生の危険性が高まったときには、静岡地方気象台と共同で「土砂災害警戒情報」を発表しています。この情報も、市町の避難指示や住民の自主避難に役立つ情報であるため、的確に提供する必要があります。

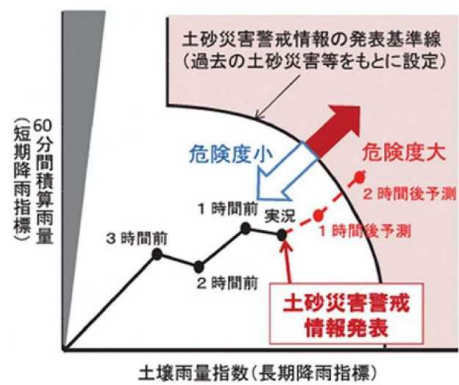
土砂災害警戒情報の発表基準

【発表のタイミング】

実績降雨量に概ね2時間先の予測降雨量を
加味した降雨量が危険降雨量に達したとき

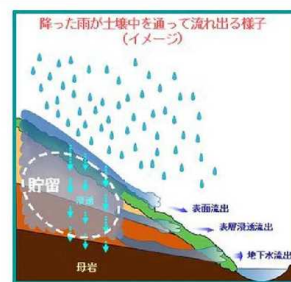
【発表基準の見直し】

過去の災害と降雨データの実績をまとめ、
検証し、必要に応じて基準を更新する。



【土壌雨量指数とは？】

降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まって
いるかを計算して数値化したもので、土砂災害発生の危
険度の高まりを表します。



図は土砂災害の発令基準や、土壌雨量指数について説明したものです。

【現状・課題3】

- ハザードマップが公表されていても、住民が居住地の災害リスクを十分認識していないことによる逃げ遅れが懸念されます。
- 様々な防災情報あっても、その意味やとるべき行動が十分理解されず、行政の発表する防災情報が住民の避難行動に結びついていないことが懸念されます。
- 災害発生時の被害を最小限にとどめるためには、地域全体で自助・共助の意識を高め、住民が自ら積極的に防災上の役割を果たすことが重要ですが、地域防災の中心を担う自主防災組織は、地域によって活動状況や防災力に差が生じています。
- 少子高齢化が進行する中で、地域防災力の維持・向上を図るためには、次代の担い手となる子ども達への防災啓発が重要です。

視点 風水害・土砂災害からの逃げ遅れによる犠牲者の抑制

- 台風や豪雨等の状況が切迫する前に、避難すべき人が確実に避難できるよう、日頃から災害リスクや防災情報等の理解を深める等、避難の実効性を高める取組を推進します。
- 市町等と連携し、自主防災組織の災害対応力の強化を図るとともに、次代の防災の担い手となる子供達への防災啓発を推進します。

主な取組➡ 風水害・土砂災害からの避難体制の整備

次に7ページを御覧ください。

現状と対応すべき課題のみつつ目は、「ハザードマップの認知度向上」、「行政の防災情報と住民の避難行動の結びつき」、「地域住民の積極的な防災活動の実施」、「地域防災力の担い手の確保」です。

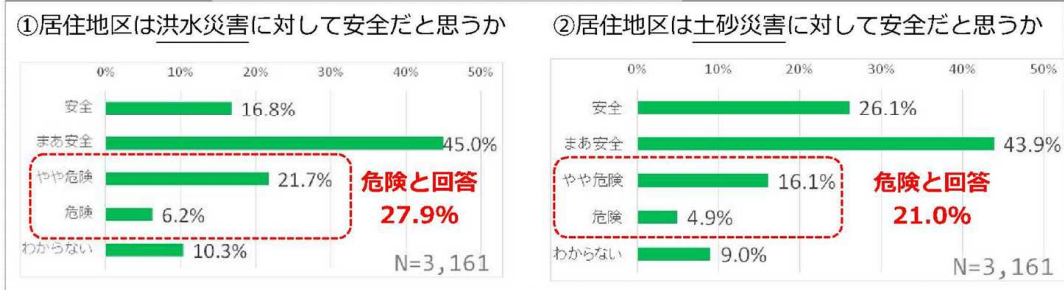
ハザードマップや様々な防災情報があっても、その意味やとるべき行動が十分理解されず、住民の避難行動に結びついていないことが懸念されます。また、災害発生時の被害を最小限にとどめるためには、住民が自ら積極的に防災上の役割を果たすことが重要です。併せて、少子高齢化が進行する中で、次代の担い手となる子ども達への防災啓発が重要となっています。

県では、風水害、土砂災害からの逃げ遅れによる犠牲者の抑制という視点で、避難の実効性を高める取組を推進するとともに、次代の防災の担い手となる子供たちへの防災啓発を推進します。

1 災害リスク等の認知状況（風水害・土砂災害リスクのある地域に居住する県民へのアンケート結果※）

（1）災害リスクの認知

- ・風水害、土砂災害のリスクがある地域の周辺に居住していても、実際に災害の危険性を感じている県民は少ない状況です。

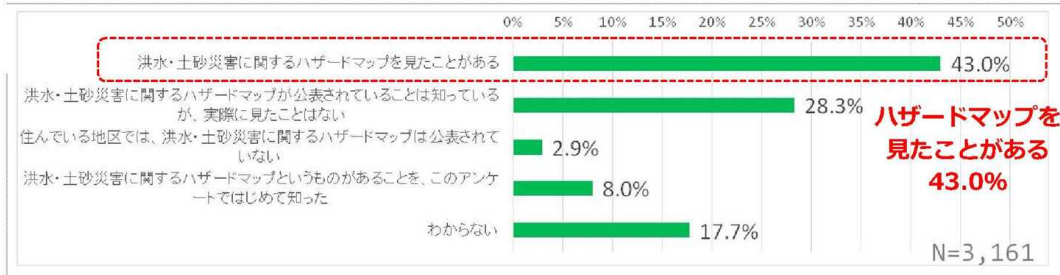


はじめに1、災害リスク等の認知状況について説明します。

グラフを御覧ください。自分の地域が災害リスクの高い地域だとしても、実際に危険性を感じている県民は少ない状況です。

(2) ハザードマップの認知

- 風水害、土砂災害のリスクがある地域の周辺に居住する県民であっても、ハザードマップを認知している割合は4割程度に留まっています。



※静岡県住民意識調査「大雨による災害と防災情報に関するWEBアンケート」より

調査期間：平成31年2月27日～3月4日

調査対象者：県内で「洪水・土砂災害リスクのある地域の周辺に居住」する成人男女3,192人

下のグラフですが、リスクのある地域に居住していても、ハザードマップの認知度は4割程度に留まっています。

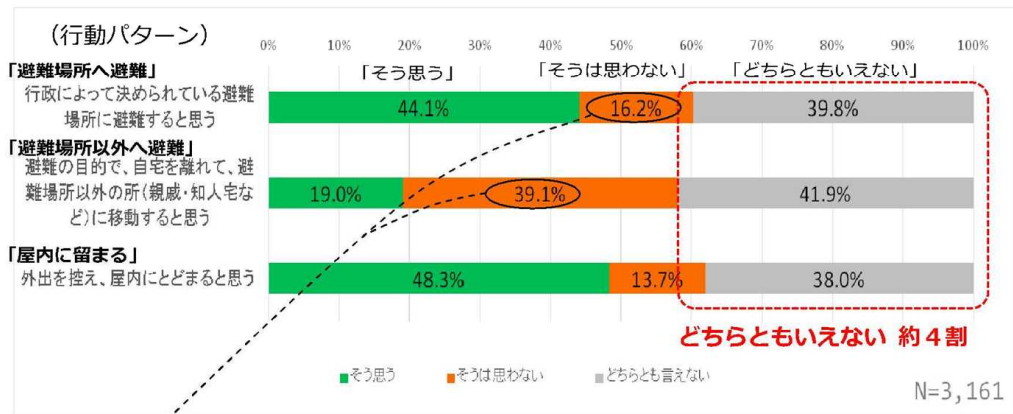
2 防災情報の認知状況

(1) 避難情報が発令された場合の行動 (風水害・土砂災害リスクのある地域に居住する県民へのアンケート結果)

- ・市町から発令される避難情報に対する自分自身のとるべき行動への理解が不十分であったり、根拠なく安全だから避難しないと考えている県民も一定数存在しています。

① 居住地区に「避難勧告※」が発令された場合、次のような行動をすると思うか

※災害対策基本法の改正により、令和3年5月20日から「避難勧告」は廃止され「避難指示」に統一

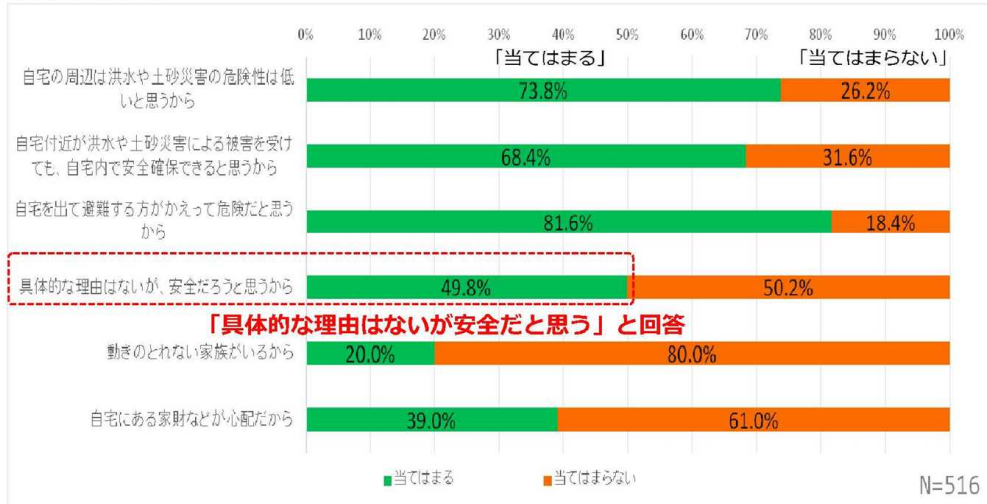


次に8ページを御覧ください。

2、防災情報の認知状況です。

これらのグラフは、自分の居住地域に避難情報が発令されても、どのような行動をとって良いか分からない住民や、

② 避難場所やそれ以外の場所へ避難することについて、「そうは思わない」と回答した理由として当てはまるもの

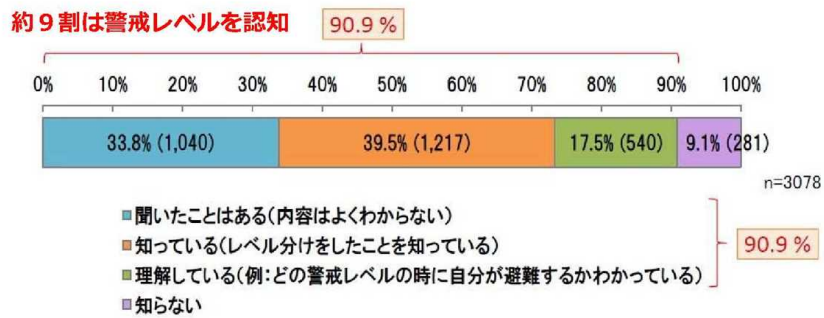


具体的な理由がなく、安全だから避難しないという住民が一定数存在していることを示しています。

(2) 避難情報への理解度 (令和元年台風第 19 号等で人的被害が生じた市町村住民への全国アンケート結果※)

- ・災害発生のおそれの高まりに応じて住民がとるべき行動を促す 5 段階の「警戒レベル」について一定の認知度はあるものの、避難すべきタイミングの理解は十分とはいえません。

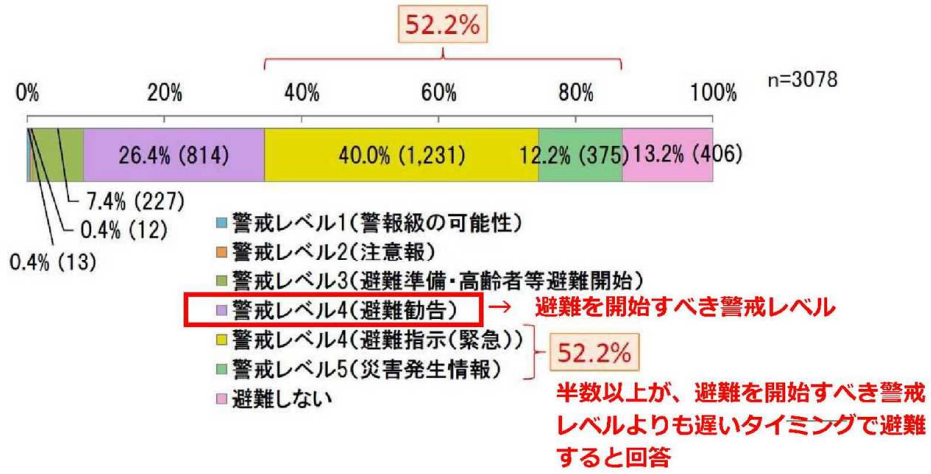
① 警戒レベルの認知度



次に 9 ページを御覧ください。

これらのグラフは「警戒レベル」について、9 割もの認知度がある一方で、

②実際にはどのタイミングで避難するか※



※アンケート実施時の警戒レベルは、災害対策基本法の改正前（令和3年5月19日以前）のもの（下記）

実際に避難をするタイミングが適切でなく、避難タイミングの理解は十分とはいえない状況を示しています。

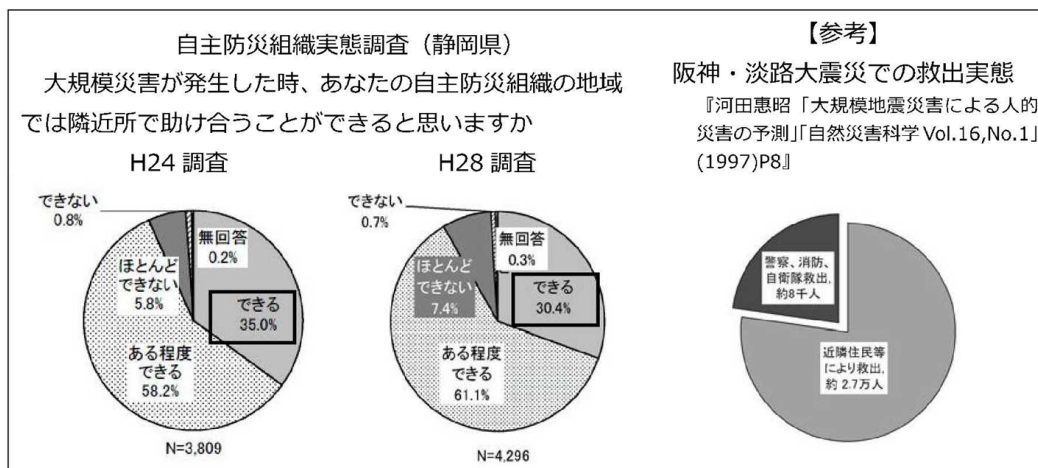
警戒 レベル	住民がとるべき行動	避難情報等
5	命を守る最善の行動	災害発生情報
4	危険な場所から 全員避難	避難勧告 (避難指示(緊急))
3	危険な場所から 高齢者などは避難	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	ハザードマップ等で 避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報
1	最新情報に注意	早期注意情報

※内閣府「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」住民向けアンケート結果より
 調査期間：令和2年1月11日～13日
 調査対象者：台風第19号により人的被害が生じた市町村のウェブモニター3,078人

この表は、警戒レベルと住民がとるべき行動の表です。
 アンケート実施時は、災害対策基本法の改正前でした。

3 大規模災害発生時の住民意識

- ・大規模災害発生時には近隣住民の助け合いによる「共助」が重要ですが、自主防災組織による「共助」の意識の低下が懸念されます。



次に10ページを御覧ください。

3、大規模災害発生時の住民意識について説明します。

大規模災害発生時には、地域住民の助けあいによる共助が重要ですが、グラフからは、自主防災組織による共助の意識の低下が見て取れます。

4 中学生などへの防災教育の重要性

- ・地域防災力の維持・向上を図るためには、次代の担い手となる子ども達への防災啓発が重要です。

岩手県の釜石市では、約 1,300 人ものが亡くなったり行方不明になりました。

大槌湾に面した鶴住居地区も、津波で壊滅状態となりました。

しかし、この地区の鶴住居小学校と釜石東中学校にいた児童・生徒約 570 人は、全員無事に避難することができました。



次に、4、中学生などへの防災意識の重要性について説明します。

次代の担い手となる子供たちへの防災意識の啓発は重要で、地域の防災力の維持・向上につながります。

資料は、岩手県釜石市鶴住居（うのすまい）地区における事例を紹介しています。

避難訓練どおり、中学生は小学生と園児の手を引き、声をかけ励ましながら、児童生徒が全員無事避難することができました。

【現状・課題4】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される中、避難所においても感染拡大防止対策が必要です。
- 体育館等、これまでの避難所環境は高齢者や女性等に大きな負担や不便を強いるものが多く、誰もが避難しやすい避難所への改善が求められます。

視点 風水害・土砂災害からの逃げ遅れによる犠牲者の抑制

- 緊急時に誰もが安心して避難できるようにするため、避難所の環境改善等を支援します。

主な取組➡ 風水害・土砂災害からの避難体制の整備

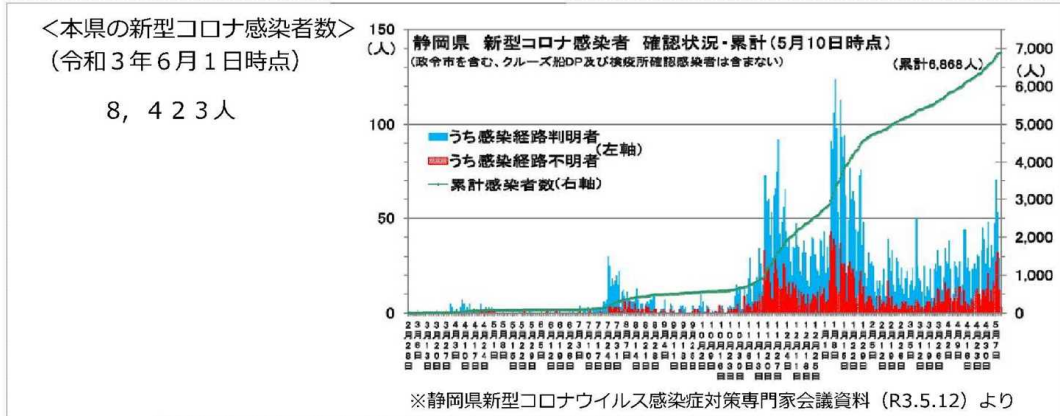
次に11ページを御覧ください。

現状と対応すべき課題のよつつ目は、「避難所における感染症対策」、「誰もが利用できる避難所への改善」です。

県では、風水害、土砂災害からの逃げ遅れによる犠牲者の抑制という視点で、緊急時に誰もが安心して避難できるようにするため、避難所の環境改善等を支援しています。

1 新型コロナウイルス感染症への対応

- ・新型コロナウイルス感染症が収束しない中であっても、災害時には「危険な場所にいる人は避難することが原則」であるため、避難所の感染防止対策が求められます。



まず、1、新型コロナウイルス感染症への対応について説明します。
感染症が収束しない中であっても、災害時には危険な場所にいる人は避難することが原則であるため、避難所の感染防止対策が求められます。

2 避難所の生活環境課題

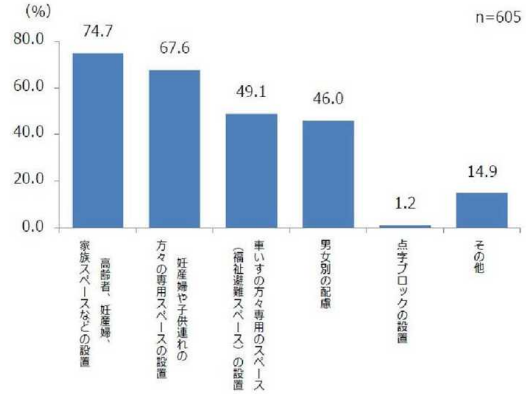
・行政が指定する避難場所は学校の体育館などが多く、避難所の生活環境の改善が急務となっています。

<全国自治体の避難所改善に関する状況※>

Q：指定避難所内に高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者の専用スペースを想定していますか



Q：要配慮者の専用スペースで想定している対策は？



※内閣府 平成 28 年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書より

次に、2、避難所の生活環境問題について説明します。

避難所として活用されるのは、体育館などが多いですが、高齢者や妊産婦等の要配慮者専用スペースについては半数以上の自治体で今後検討、または想定していない状況です。誰もが避難しやすい避難所とするため、避難所の生活環境の改善が急務です。

【現状・課題5】

- 頻発化、激甚化する風水害・土砂災害に対し、国・県・市町等のあらゆる関係者が連携し、主体的に対策に取り組むことが必要です。

 **視点** 風水害・土砂災害からの逃げ遅れによる犠牲者の抑制

- 国、県、市町等の関係機関が一体となって円滑な避難を推進できるよう連携を図ります。

主な取組➡ 風水害・土砂災害からの避難体制の整備

次に12ページを御覧ください。

現状と対応すべき課題のいつつ目は、「激甚化・頻発化する災害に対する関係者間の連携」です。

県では、風水害、土砂災害からの逃げ遅れによる犠牲者の抑制という視点で、国、県、市町等の関係機関が一体となって円滑な避難を推進できるよう連携を図っています。

1 緊急時の連携（全国的な状況）

- ・市町が避難情報を発令する際には、気象台や河川管理者が発表する情報を参考にしており、緊急時に国、県の関係機関と市町は迅速に情報共有を図ることが必要です。

<避難勧告等の発令に際し、参考にした防災情報※>

	府県気象情報	記録的短時間大雨情報	気象注意報・警報	流域雨量指数の予測値	洪水警報の危険度分布	大雨警報（浸水害）の危険度分布	特別警報	テレメータ雨量	流域平均雨量	今後の雨（降水短時間予報）	テレメータ水位	指定河川洪水予報	水位到達情報	土砂災害警戒メッシュ情報	土砂災害警戒情報	河川管理者や気象台からのホットライン
広島県(23市町)	17	12	21	4	11	14	21	10	5	20	10	10	14	21	23	14
岡山県(27市町村)	22	7	27	7	16	18	22	15	8	24	17	11	16	25	27	22
愛媛県(17市町)	13	4	16	9	8	8	3	11	3	16	11	6	7	17	16	16
計(67市町村)	52	23	64	20	35	40	46	36	16	60	38	27	37	63	66	52
	78%	34%	96%	30%	52%	60%	69%	54%	24%	90%	57%	40%	55%	94%	99%	78%

※内閣府「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」市町村アンケート結果より

1、緊急時の連携について説明します。

市町が避難情報を発令する際には、気象台や河川管理者の発表する情報を参考にしています。

緊急時こそ、国、県等の関係機関と市町が迅速な情報共有をできることが必要です。

2 平常時からの連携（全国的な状況）

- ・平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川において越水や堤防決壊等により甚大な被害が発生しました。これを踏まえ、国は、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会の再構築」の実現に向けた**取組方針**を示しており、これに基づき、国・県・市町や関係機関は、連携し、住民が普段の生活から災害リスクを認識できるよう、実効性のある取組を着実に進めることが重要です。

【取組方針】（抜粋）

- 関係機関の連携体制
 - 国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- 円滑かつ迅速な避難を確保するための取組
 - 確実な情報伝達体制の確保
 - 避難行動を促す取組
 - 円滑で確実な避難に資する情報発信
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援等

次に、2、平常時からの連携について説明します。

国は平成27年9月関東・東北豪雨の被災を踏まえ、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会の再構築」の実現に向けた取組指針を示しています。これに基づき、国、県、市町、関係機関が連携し、住民が災害リスクを認識できるようにする取組を着実に進めることが重要です。

3 早期復旧のための連携

- ・台風等により発生する大規模停電に対して、早期復旧を図るため、行政機関と電力事業者が連携して予防措置等を図ることが必要です。

<近年、台風により発生した大規模停電※>

災害名	大規模停電の概要
H30 台風 21 号 (H30.9.3~5)	最大約 240 万戸停電、復旧まで約 2 週間、暴風による電柱倒壊 1,000 本以上発生
H30 台風 24 号 (R1.9.18~10.1)	最大約 180 万戸停電、復旧まで約 1 週間、県内で西部を中心に最大約 7 1 万戸停電 (県内復旧 : 約 5.5 日)
R1 房総半島台風 (R1.9.7~9)	最大約 93 万戸停電、復旧まで 2 週間、暴風による電柱倒壊・傾斜約 2,000 本
R1 東日本台風 (R1.10.10~13)	最大約 52 万戸停電、復旧まで約 2 週間、堤防決壊で変電設備の浸水被害も発生

※経済産業省電力安全小委員会、内閣府 HP より

次に13ページを御覧ください。

3、早期復旧のための連携について説明します。

台風等により発生する大規模停電の早期復旧には、行政機関と電力業者が連携して予防措置を図ることが必要です。

平成30年の台風24号では、最大約180万戸の停電が発生しました。

現状と対応すべき課題については、以上です。

2 施策に関する県と市町、民間等との役割分担

区分	役割・取組等
県	<p>河川等の管理者としての情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 最新の知見等に基づく災害リスクの想定と県民への周知、啓発 異常気象に対する監視体制の強化や防災情報の精度向上、迅速な情報伝達体制の整備等の推進 <p>市町への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町の警戒避難体制整備への支援 地域防災力の向上に取り組む市町の支援
市町	<p>住民避難に関する体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の判断基準の明確化や住民への情報伝達手段の強化、避難所の環境改善などの警戒避難体制整備の推進 自助・共助の取組強化による地域防災力の向上
県民等	<p>自助・共助の取組実践</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害リスクや防災情報の理解と避難に関する意識の向上及び防災情報に応じた適切な避難の実践（自助の取組） 住民が主体となった地区防災計画の作成や避難訓練など、避難に関する地域防災力の強化（共助の取組） 家庭や地域における住民相互の協力による防災活動の活性化（自助・共助の連携）

次に14ページを御覧ください。

ここでは、施策に関する県と市町、民間等との役割分担について説明します。

県は「河川等の管理者としての情報発信」と「市町への支援」、市町は「住民避難に関する体制の整備」、県民等は「自助・共助の取組実践」という役割を担っています。

3 主な取組

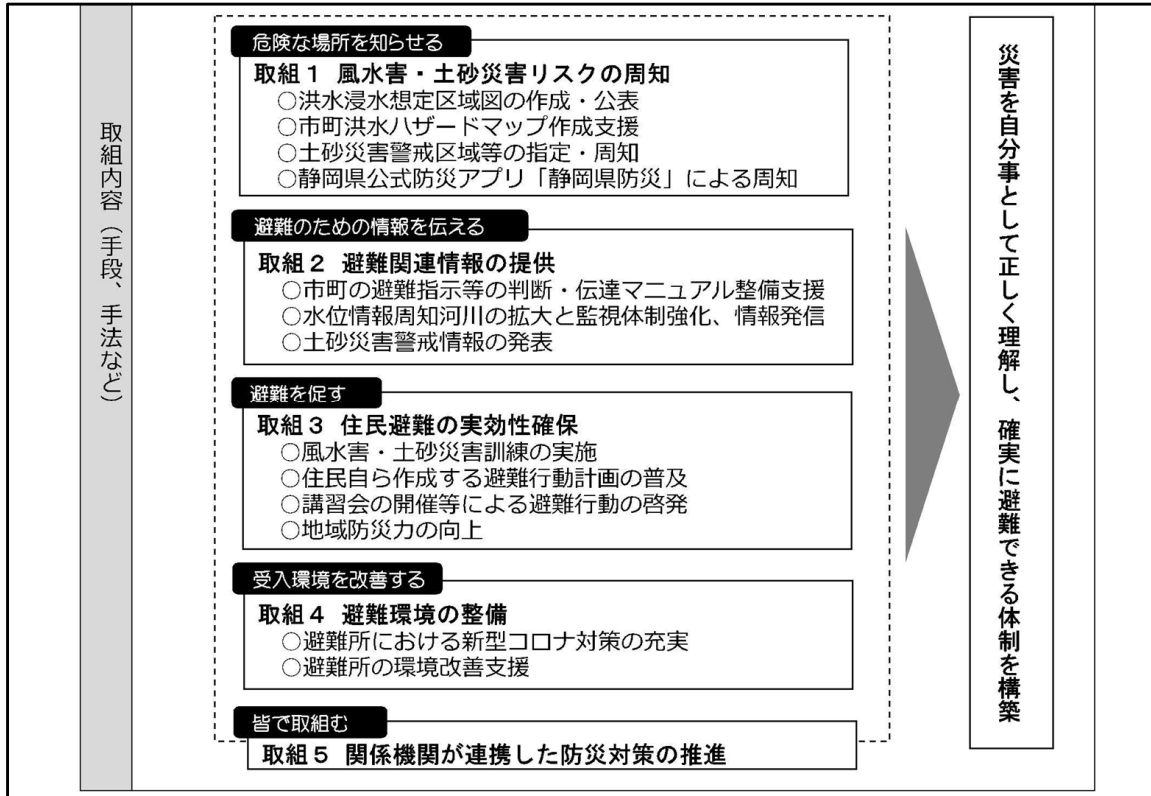
視点 風水害・土砂災害からの逃げ遅れによる犠牲者の抑制

取組	風水害・土砂災害からの避難体制の整備	担当課名	危機管理部 危機政策課、危機情報課、 危機対策課 交通基盤部 河川企画課、土木防災課、 砂防課
目的 (何のために)	県民が風水害や土砂災害を自分事として正しく理解し、逃げ遅れることなく安全に避難できるよう、災害リスクの周知や適切な避難情報の提供、避難訓練、避難所の環境整備などに関係機関と連携して取り組みます。		
	<p>◎風水害・土砂災害に対する避難体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型台風や局地的豪雨による風水害・土砂災害の頻発・激甚化により、近年、全国各地で逃げ遅れによる多数の犠牲者が発生している。 ・適切な避難体制を確保するため、正しく“災害リスクを周知”し、台風や豪雨時に適切なタイミングで“避難関連情報を提供”するとともに、日頃から住民が確実に避難するよう“実効性を確保”するほか、緊急時に躊躇なく避難するための“避難環境の整備”を図っていく。 		

次に15ページを御覧ください。

それでは、主な取組について説明します。

「風水害・土砂災害からの避難体制の整備」として、県民が風水害や土砂災害を自分事として正しく理解し安全に避難できるよう、「災害リスクを周知」し、適切なタイミングで「避難関連情報を提供」するとともに、日頃からの避難訓練による「実効性の確保」や、緊急時には躊躇なく避難するための「避難環境の整備」を図ります。



図は取組を模式的に示したものです。

「危険な場所を知らせる」、「避難のための情報を伝える」、「避難を促す」、「受入環境を改善する」、「皆で取組む」、これらにより避難の体制を構築していきます。

取組 1：風水害・土砂災害リスクの周知

<概要>

円滑かつ迅速な避難を確保するため、県では、洪水浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域の指定を行うとともに、県民が自宅周辺の災害リスクを正しく理解し、市町がハザードマップを作成するための支援や、県公式防災アプリ「静岡県防災」による県民への周知に取り組んでいる。

<内容・実績>

①洪水浸水想定区域図の作成・公表（河川企画課）

- ・平成 27 年の水防法の改正により、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が、従来の計画規模から想定し得る最大規模に変更されたことを受け、県管理河川で対象となる水位周知河川等の 46 河川で洪水浸水想定区域図の見直しを行い、令和元年 5 月末までに公表した。
- ・また、新たに 11 河川を水位周知河川に指定し、令和 3 年 5 月までに合計 57 河川で洪水浸水想定区域図を作成・公表した。
- ・令和元年東日本台風の教訓を踏まえ、県が管理する 519 河川で水害リスク情報を把握するため洪水浸水が想定される範囲を示す図面の作成検討を進めている。

[県管理河川における洪水浸水想定区域図等の作成状況]

区分	河川数	洪水浸水想定区域図作成済	洪水浸水想定区域図等作成予定
水防法適用河川	59	57	2
その他河川	460	-	460
計	519	57	462

取組

次に16ページを御覧ください。

取組内容を紹介します。

はじめに取組 1、風水害・土砂災害リスクの周知です。

①洪水浸水想定区域図の作成・公表については、水防法改正により区域図を見直した46河川と、水位周知河川として追加された11河川をあわせた、57河川の区域図作成・公表しました。

内容
(手段、
手法など)

②市町洪水ハザードマップ作成支援（土木防災課）

- ・洪水浸水想定区域図を提供し、避難場所や避難経路など住民避難に関する情報を加えた市町ごとの洪水ハザードマップ作成を支援している。

[洪水ハザードマップ作成支援（公表）状況]

公表年度	実施市町名	市町数
平成30年度 まで	浜松市、南伊豆町、河津町、清水町、長泉町、森町	6
令和元年度	沼津市、裾野市、三島市、伊豆市、富士宮市、静岡市、袋井市、磐田市、函南町	9
令和2年度	下田市、伊東市、伊豆の国市、富士市、藤枝市、焼津市、牧之原市、松崎町、吉田町	9
令和3年度 予定	御殿場市、島田市、掛川市、菊川市、西伊豆町、川根本町	6
計		30

※県内34市町のうち、洪水ハザードマップ作成義務のある市町は30市町

②市町洪水ハザードマップ作成支援については、住民避難に関する情報を採り入れた市町ごとの洪水ハザードマップの作成を支援しました。

③土砂災害警戒区域等の指定・周知（砂防課）

・土砂災害警戒区域の適切な見直し、HPでの公開や標識等による現地表示を実施している。

○地形改変にあわせた区域の更新



↑造成に伴う警戒区域の解除

○HP や標識等による現地表示



↑HPに公開



電柱広告→

←看板



③土砂災害警戒区域の指定・周知では、区域の適切な見直しや、HP公開や、標識による現地表示を実施しています。

取組内容(手段、手法など)


④静岡県公式防災アプリ「静岡県防災」による周知（危機情報課） ※参考資料 P25～26

- 地域の災害リスクの理解促進、非常時の適切な避難行動の支援を目的に、静岡県総合防災アプリ『静岡県防災』を開発し、令和元年6月から運用を開始した。

[アプリの機能・登録状況]

主な機能	<ul style="list-style-type: none"> 緊急防災情報の通知 ハザードマップ表示 避難トレーニング 防災学習
登録状況	<p>約16万件 (令和3年6月1日現在)</p>

[アプリ画面の例（ハザードマップ）]



津波 洪水 土砂災害

次に17ページを御覧ください。

④静岡県公式防災アプリ「静岡県防災」による周知としては、住民の理解促進や適切な避難行動の支援のため、アプリを開発し、運用を開始しています。

取組内容(手配)	取組 2 : 避難関連情報の提供																																							
	<p><概要></p> <p>市町が台風や大雨時に避難指示等を適切に発令できるよう、県では市町が行う避難情報の発令判断・伝達マニュアルの整備を支援するとともに、市町や県民に対して避難の判断材料となる河川水位情報や土砂災害警戒情報を発表している。</p> <p><内容・実績></p> <p>①市町の避難指示等の判断・伝達マニュアル整備支援（危機対策課・危機政策課） ※参考資料 P27～28</p> <p>・市町が適時適切に避難指示等を発令するために、あらかじめ具体的な発令基準や情報伝達方法を定めたマニュアルの整備（国ガイドラインに準じた見直し）を支援している。</p> <p>[国ガイドラインへの対応状況]</p>																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象災害</th> <th>対象市町</th> <th>ガイドライン※</th> <th>見直し済</th> <th>見直し中</th> <th>未着手</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水害</td> <td>洪水予報 河川あり</td> <td>20 市町</td> <td>H31.3 版</td> <td>9 市町</td> <td>10 市町</td> <td>1 市町</td> </tr> <tr> <td>水位周知 河川あり</td> <td>29 市町</td> <td>H31.3 版</td> <td>11 市町</td> <td>16 市町</td> <td>2 市町</td> </tr> <tr> <td>内水氾濫の おそれあり</td> <td>27 市町</td> <td>H31.3 版</td> <td>11 市町</td> <td>9 市町</td> <td>7 市町</td> </tr> <tr> <td colspan="2">土砂災害</td> <td>35 市町</td> <td>H31.3 版</td> <td>17 市町</td> <td>16 市町</td> <td>2 市町</td> </tr> </tbody> </table>							対象災害		対象市町	ガイドライン※	見直し済	見直し中	未着手	水害	洪水予報 河川あり	20 市町	H31.3 版	9 市町	10 市町	1 市町	水位周知 河川あり	29 市町	H31.3 版	11 市町	16 市町	2 市町	内水氾濫の おそれあり	27 市町	H31.3 版	11 市町	9 市町	7 市町	土砂災害		35 市町	H31.3 版	17 市町	16 市町	2 市町
	対象災害		対象市町	ガイドライン※	見直し済	見直し中	未着手																																	
	水害	洪水予報 河川あり	20 市町	H31.3 版	9 市町	10 市町	1 市町																																	
		水位周知 河川あり	29 市町	H31.3 版	11 市町	16 市町	2 市町																																	
		内水氾濫の おそれあり	27 市町	H31.3 版	11 市町	9 市町	7 市町																																	
	土砂災害		35 市町	H31.3 版	17 市町	16 市町	2 市町																																	
	<p>※国ガイドラインの改正 避難情報名称の変更等に伴う見直し（H29.1 版）、警戒レベルの運用等に伴う見直し（H31.3 版）、現在、避難情報の見直し（R3.5 版）を実施中</p>																																							

次に18ページを御覧ください。

取組 2、避難関連情報の提供です。

①市町の避難指示等の判断・伝達マニュアル整備支援については、市町が適切に避難指示等を発令するためのマニュアル整備を支援しています。

②水位周知河川の拡大と監視体制強化、情報発信（土木防災課） ※参考資料 P29～30

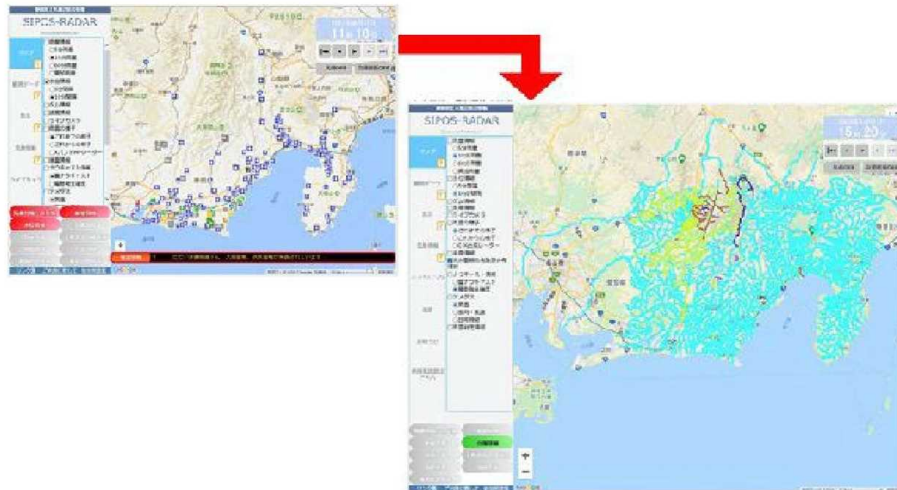
- ・洪水時における住民の円滑な避難行動につながるよう、水防法に基づき、氾濫の恐れがある河川の水位観測情報等を関係市町に提供する「水位周知河川」等は、すでに指定されている46河川に、「平成30年7月豪雨」における被害等を踏まえ、新たに12河川を加え、令和2年度までに57河川を指定した。
- ・雨量情報、水位情報、防災情報など、県で収集した情報は、土木総合防災情報「サイボスレーダー」として水防業務等に利用している。これを広く県民が災害の未然防止と被害の軽減に役立てることができるよう、インターネット上で公開している。



サイボスレーダー

②水位周知河川の拡大と監視体制強化、情報発信については、水位周知河川の追加や、土木総合防災情報「サイボスレーダー」のインターネット上での公開をしています。

- ・「サイポスレーダー」に、気象庁における洪水危険度分布を登載し、情報の充実を図った。
- ・県内河川の水害リスクの高まりとして、点情報に加え、線情報も表示し提供する。



河川水位計による点情報 201 箇所（左）に加え、413 河川の線情報（右）を追加

次に19ページを御覧ください。

サイポスレーダーは気象庁における洪水危険度分布を登録し、情報の充実を図っています。

③土砂災害警戒情報の発表（砂防課） ※参考資料 P31～32

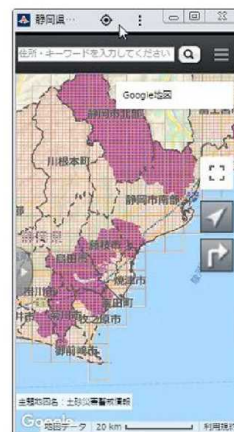
1) 土砂災害警戒情報の精度向上

- ・警戒情報をより適切な時期に必要な市町へ発表するため、過去の災害や降雨データの実績をまとめ、令和2年5月に発表基準を見直した。令和3年度も基準の検証を行い、精度向上を図る。

2) 土砂災害警戒情報補足情報システムの改修

- ・詳細な土砂災害危険度情報を提供する「土砂災害警戒情報補足情報システム」について、より使いやすく理解しやすい情報とするため、令和2年9月に改修した。

※「スマートフォン版の開設」「避難場所の表示」「多言語化対応」等



スマートフォン版の開設

③土砂災害警戒情報の発表については、警戒情報の発表基準の見直しや、土砂災害警戒情報補足情報システムの改修を行いました。

取組内容 (手段)	取組3：住民の避難の実効性確保									
	＜概要＞									
	台風や豪雨等の状況が切迫する前に、避難すべき人が確実に避難するため、訓練の実施や講習会の開催、マイ・タイムライン等の普及など、災害リスクや防災情報等の理解を深め避難の実効性を高める取組を行っている。									
	＜内容・実績＞									
	①風水害、土砂災害訓練の実施（危機対策課・砂防課）									
	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模風水害発生時の配備体制、連絡体制等を検証する風水害対処訓練を実施している。 ・市町の防災担当職員の対処能力向上を図るための研修会の開催、風水害時の市町本部運営を想定した図上訓練を実施している。 									
	[令和元年度実績] ※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止									
	名 称		風水害対処訓練			水害図上演習			気象防災研修会	
	実施回数		1回			4回（地域別）			1回	
	参加者		気象台及び県50名			28市町87名			28市町57名	
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年6月の第1日曜日を全国統一日として土砂災害防災訓練を実施しており、国・県・市町の関係機関が参加し、実動訓練などとともに防災講習会を行い、実効性のある避難を確保する取組を行っている。 										
[実動避難訓練（モデル地区訓練）の実施状況]										
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H28	H29	H30	R1	
市町数	31	30	32	32	33	35	35	34	35	
※令和2年度は、新型コロナ感染状況により情報伝達訓練のみ実施										

次に20ページを御覧ください。

取組3、住民の避難の実効性確保です。

①風水害、土砂災害訓練の実施では、大規模風水害発生を見据えた訓練や、研修会の実施、図上訓練を実施しています。

手法など)	②住民自ら作成する避難行動計画（マイ・タイムライン等）の普及 （危機対策課、河川企画課） ※参考資料 P33			
	<ul style="list-style-type: none"> ・市町職員や防災リーダー向けのマイ・タイムライン作成手引書を作成した。（令和元年度） ・市町が開催するマイ・タイムライン作成ワークショップや講習会、出前講座等を支援している。 ・津波に対する避難行動等を含めた総合的な行動計画づくりを検討する。（令和3年度～） 			
	[マイ・タイムライン普及実績・予定]			
	ワークショップ、講習会等を開催した市町数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		7市町	9市町	13市町（予定）
	③講習会の開催等による避難行動の啓発 （土木防災課、河川企画課、砂防課）			
	【土砂災害防止講習会の開催】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止の関心を高めるとともに防災知識の普及に向け、新型コロナの感染状況を踏まえつつ下記の啓発活動を実施している。 			
	[令和2年度講習会・出前講座実績] (R3.2末)			
	区 分	R2		R1（参考）
	回数	参加人数	回数	参加人数
区域指定地元説明会	1	70	117	4,962
自主防災リーダー講習会	0	0	39	2,645
小中学校へへの出前講座	3	119	12	751
土砂災害防止ひとくち講座	28	514	—	—
合 計	32	703	168	9,058

②住民自ら作成する避難行動計画（マイ・タイムライン）の普及としては、住民の作成支援のため、手引き書の作成、ワークショップや講演会の開催などを支援しています。

③講習会の開催等による避難行動の啓発については、新型コロナの感染状況を踏まえつつ、啓発活動を実施しています。

【避難行動を促す取組】

- ・小学生等を対象とした県庁見学会において、見学者に、水防災に関わる啓発を行っている。
- ・コロナ禍で県庁見学の開催が困難な状況においても、住民の水防災に対する危機意識の醸成を図る取組として、『事前に備える防災講座』をユーチューブの県公式チャンネルで公開した。



防災講座のユーチューブ配信

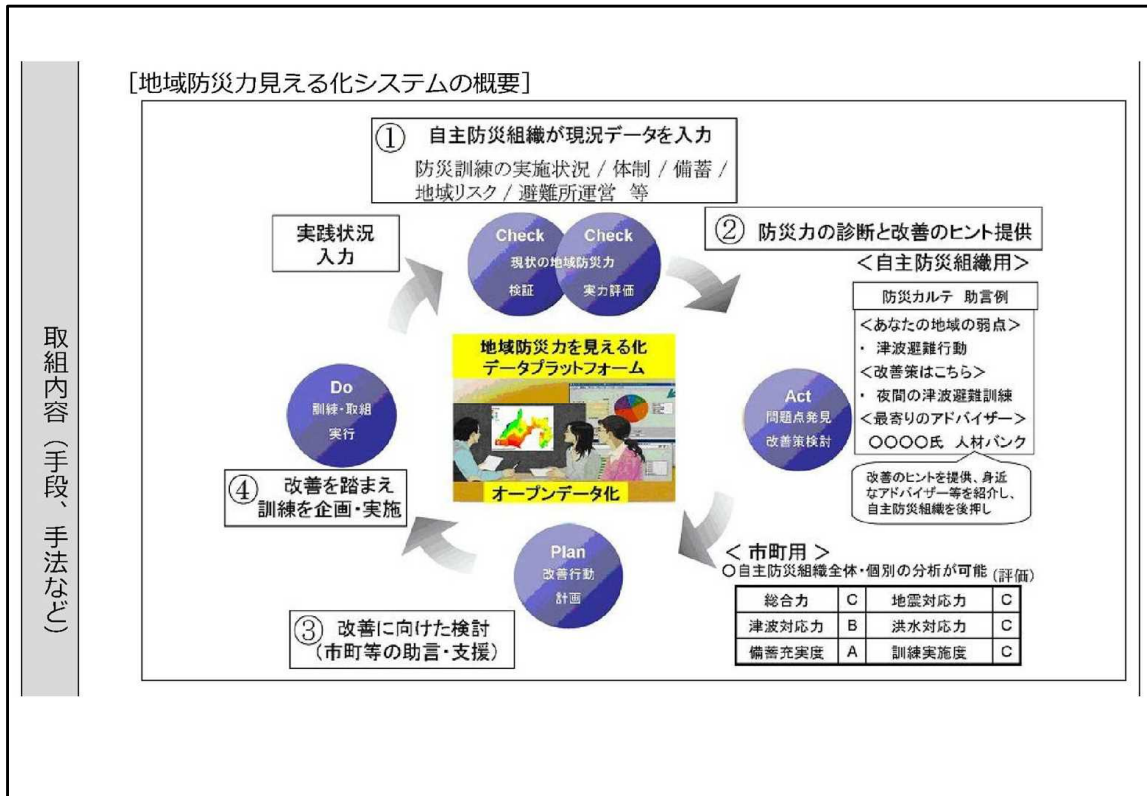
④地域防災力の向上（危機情報課）

- ・自主防災組織によって防災力等に差があることを改善すべく、市町等と連携し全ての自主防災組織の災害対応力の強化を図るため、総合防災アプリ「静岡県防災」に各自主防災組織の現状分析を行い、災害対応能力の向上に繋げる「地域防災力見える化システム」を構築した。

次に21ページを御覧ください。

避難行動を促す取組として、小学生を対象とした水防災啓発や、県公式チャンネルによる啓発動画の配信等を行いました。

④地域防災力の向上についてです。



自主防災組織の強化を図るため、防災アプリ「静岡県防災」による現状分析を行い、災害対応能力の向上につなげます。

- ・少子高齢化が進行する中で、地域防災力の維持・向上を図るためには、次代の担い手となる子ども達への防災啓発が重要であるため、県内の中学生を主な対象として防災啓発講座を実施している。

[ふじのくにジュニア防災士養成講座]



令和2年度 講座受講者数

	小学校	中学校	高校	計
実施校数(単位:校)	24	46	18	88
受講者数(単位:人)	1,214	5,524	4,310	11,048

また、次代の担い手確保のため、県内中学校を対象として、啓発講座を実施しています。

取組 4：避難環境の整備 ※参考資料 P34～35

<概要>

緊急時に誰もが安心して避難できるようにするため、避難所における新型コロナ対策の充実や高齢者等に配慮した避難所生活環境の改善などの取組を行っている。

<内容・実績>

①避難所における新型コロナ対策の充実（危機政策課）

- ・地震・津波対策等減災交付金を活用し、市町が取り組む避難所等の感染防止対策資機材整備等に対する支援を実施している。（令和 2 年度～）

[令和 2 年度実績]

交付率等の高上げ	通常の防災資機材 1 / 3 → 感染防止対策資機材 1 / 2
資機材整備例	避難所用パーティション・テント、送風機、防護服・フェイスガード、非接触型体温計 等
令和 2 年度交付実績	31 市町ほか 327,699 千円

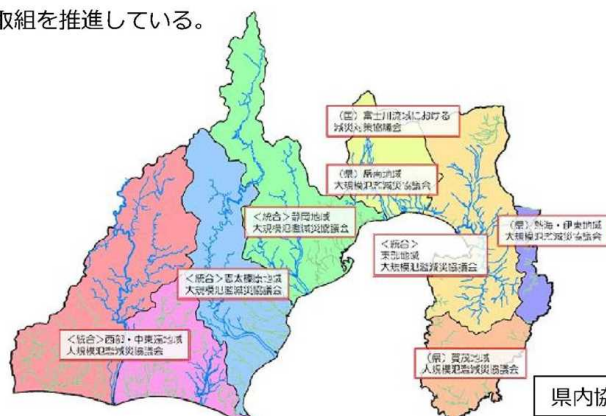
次に22ページを御覧ください。

取組 4、避難環境の整備です。

①避難所における新型コロナ対策の充実については、交付金を活用して、市町が取り組む感染防止対策に対する支援を実施しています。

取組内容 (手段、手法など)	②避難所の環境改善支援（危機政策課）	
	・地震・津波対策等減災交付金を活用し、避難所の生活環境を改善するため、市町が取り組む避難環境改善資機材整備等に対する支援を実施している。（令和3年度～）	
	[令和3年度以降]	
	交付率等の高上げ	通常の防災資機材 1/3 → 避難所環境改善資機材 1/2
	資機材整備例	簡易ベッド、プライバシー確保用パーテーション、トイレトラック・トレーラー、災害時用シャワーシステム 等
・地震・津波対策等減災交付金制度を改正し、地域の公民館・集会所を、防災機能と生活環境を具備した「防災コミュニティセンター」として整備し避難所として活用するため、自治会等が整備する「防災コミュニティセンター」の建設や改築に対する補助を行う市町への支援を実施する。（令和3年度～）		
[防災コミュニティセンター概要]		
防災機能	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性、落下物対策、ガラス飛散防止 ・長期停電に対応可能な設備を具備（発電機、外部給電設備 等） 	
生活環境機能	<ul style="list-style-type: none"> ・3室以上の避難スペース（要支援者等に専用スペース確保） ・バリアフリー化（多機能トイレ、手すり、スロープ 等） ・空調設備、炊事施設 等 	

②避難所の環境改善支援については、交付金を活用して、地域の公民館・集会所等を「防災コミュニティセンター」として整備することに対する支援を実施しています。

取組内容(手段)	<p>取組 5：関係機関が連携した防災対策の推進</p> <p><概要></p> <p>風水害・土砂災害に対するソフト対策の実施にあたり、国、県、市町等の関係機関が一体となって円滑な避難を推進できるよう連携を図る取組を行っている。</p> <p><内容・実績></p> <p>①関係機関の連携体制（水防法に基づく協議会）</p> <p>大規模氾濫減災協議会の設置（土木防災課・河川企画課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防災意識社会の再構築に向け、県下8つの地域に大規模氾濫減災協議会を設置した。 ・国、市町、関係機関（气象台等）が連携・協力し、減災目標の達成に向けて相互に進捗確認を行い、取組を推進している。
	

次に23ページを御覧ください。

取組 5、関係機関が連携した防災対策の推進です。

①関係機関の連携体制については、大規模氾濫減災協議会の設置により、水防災意識社会の再構築を目指します。

②円滑かつ迅速な避難を確保するための取組

確実な情報伝達体制の確保（土木防災課）

- ・本格的な出水期を前に、出水時の体制確認、情報伝達について、国・市町・気象庁・県警等の関係機関と連携し、実践的な洪水対応演習を実施している。
- ・なお、市町が避難指示の目安とする氾濫危険水位の到達について、確実に伝達できるよう、首長とのホットライン訓練も実施する。



【洪水対応演習（県庁サイボス室）】



【ホットライン訓練】

【ホットラインとは】

市町の避難指示等の発令の判断を支援するため、河川管理者が市町長へ直接、電話により、河川水位の情報等を伝える。

③大規模停電対策の推進（危機対策課）

- ・台風などの風水害に伴う大規模停電の主原因となっている倒木による電柱倒壊や断線を防止するため、県・市町・電力事業者等で構成する「予防伐採のための推進連絡会」を設置し、支障木の予防伐採等を推進している。

[令和2年度実績]

モデル地区における予防伐採の実施	実施箇所数：7市町 15 箇所 実施主体：県、市町、電力事業者
------------------	------------------------------------

②円滑かつ迅速な避難を確保するための取組としては、確実な情報伝達の確保として、関係機関との連携強化や、市町への情報伝達訓練の実施を行いました。

③大規模停電対策の推進としては、倒木による停電を防止するため、「予防伐採のための推進連絡会」を設置しました。

取組については以上です。

4 主要事業

事業名	重点項目	2020 予算額(千円)
地震・津波減災対策交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策を目的とした資機材整備等への支援拡充 ・大規模停電対策のための予防伐採への支援 	※328,000
地域防災力見える化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災アプリ「静岡県防災」に各自主防災組織の現状分析を行い、災害対応能力の向上に繋げる「地域防災力見える化システム」を構築 	35,200
次世代防災リーダー育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の小学校4年生～高校3年生を対象に「ふじのくにジュニア防災士」養成講座の各コース（意識啓発・知識行動・自主講義）を実施 ・意識啓発コース用に語り部動画を作成 	5,900
水害減災対策支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・水防法に基づく水位周知河川以外の河川を対象に、洪水浸水想定区域図を作成 	300,000
その他取組を含めた合計		814,720

※地震・津波減災対策交付金の予算額のうち、風水害対策に係るものを抽出

次に24ページを御覧ください。

最後に、主要事業についてです。
これらの事業により、施策を進めています。

施策についての説明は以上になります。

令和3年度“ふじのくに”土民協働 施策レビュー 意見提出シート

第 班 名前： _____

- 1 テーマとなっている施策に関し、あなたが連想するキーワード3つを以下に記載してください。

--	--	--

- 2 施策の説明等を踏まえ、ご自身と施策とのかかわりについて記載してください。

--

- 3 その他、感想等に記載してください。

--

施策レビューでは、参加いただく皆様に、御担当いただく施策に関して連想するキーワード等を事前にお伺いしています。

キーワードを3つ、「意見提出シート」に記載いただき、返信用封筒で御返送くださるようお願いいたします。

説明は以上になります。御視聴ありがとうございました。